

## 公益財団法人長野県建設技術センター 試験所技術審査委員会設置要綱

### (設置)

第1条 公益財団法人長野県建設技術センター試験所（以下「試験所」という。）が公的試験機関として中立、公平かつ厳格に材料試験を実施するため、公益財団法人長野県建設技術センター試験所技術審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 審査委員会は、次に掲げる機関からの推薦者又は学識経験者より5人以内をもって組織し、委員長は委員の互選により選出するものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 長野県（建設事業の専門的指導、工事の検査を担当する部署）
- (3) 公共事業における工事の受注者

### (審査委員の任期)

第3条 審査委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 欠員による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (審査委員会)

第4条 審査委員会は委員長が召集する。

2 委員会の議長は、委員長をもって充てる。

3 審査委員会は年1回を定例とし、毎年実施する現地審査終了後に開催する。ただし、委員長が必要と認めたときは臨時に開催できるものとする

4 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ開催できないものとする。

5 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者であっても会議に出席し意見を述べることができるものとする。

### (審査事項)

第5条 審査委員会は、試験所における試験が日本工業規格（JIS）及び試験所建設材料試験マニュアルに定める試験方法に則って適正に実施されているかを審査するものである。

2 審査委員は、試験所に対し年1回の現地審査を実施し、審査委員会において委員長にその結果を報告するものとする。

3 審査方法については、別に定める「試験所技術審査手順」による。

### (審査結果の告知)

第6条 委員長は、審査結果を理事長に報告し、必要な場合は速やかに改善指導するものとする。

2 委員長は、審査結果及び試験所における改善点等があった場合にはその内容をコンピューター通信ネットワーク等に掲載し公開するものとする。

### (秘密の保持)

第7条 この要綱に基づく職務に従事する者は、その職務上知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

(要綱の改廃)

第8条 この要綱の改廃は、審査委員会が行う。

(庶務)

第9条 審査委員会の庶務は、公益財団法人長野県建設技術センター建設技術課がこれを行う。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

附 則 (平成21年1月29日 一部改正)

この要綱は、平成21年1月29日から施行する。

附 則 (平成22年1月28日 一部改正)

この要綱は、平成22年1月28日から施行する。

附 則 (平成24年7月19日 一部改正)

この要綱は、平成24年7月19日から施行する。